

新潟市消防局自動車運転者服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

新潟市消防局訓令第18号

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局自動車運転者服務規程の一部を改正する規程

新潟市消防局自動車運転者服務規程（昭和48年消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「消防長及び消防署長」を「消防局長及び所属長」に改める。

第6条第3号中「フードブレーキ」を「フットブレーキ」に改め、同条第11号中「常に前方を注視し」を削り、同条第12号中「を施し、又は」を「を施すとともに、」に改め、同条第13号を削る。

第7条第1項第1号中「踏切警手のいない踏切又は」を削り、同条第2項中「車内伝達は、次の要領により行なわなければならない。」を「車内伝達及び降車誘導時の伝達は、安全を最優先とし確実に実施しなければならない。」に改め、同条第2項の表及び同条第3項から第5項までを削る。

第9条第1項第1号中「所属長に速報」を「消防指令管制センターに速報したのち、所属長に報告」に、同第2号中「すみやかに所属長に報告」を「消防指令管制センターに速報したのち、所属長に報告」に改め、同条第2項中「別記第1号様式」を「別記様式第1号」に、「消防長」を「消防局長」に改める。

第11条を次のとおり改める。

（身上異動等の報告）

第11条 運転者は、所属異動した場合又は運転免許証の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに運転免許証の写しを安全運転管理者に提出しなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附則の次に次の様式を加える。

第 号
年 月 日

消 防 局 長 様

(消防署・課) 長
(担当)

の 事故（故障）について（報告）

このことについて、当 の 車 する が発生
しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 気象状況
- 4 事故（故障）車両及び運用小隊
 - (1) 事故（故障）車両
車 両 名
登録番号
初年度登録 年 月
 - (2) 運用小隊
小 隊 名
乗 車 員

5 相手方の概要

(1) 運転者又は所有者若しくは被害者

氏 名

住 所

生年月日

連 絡 先

(2) 車両名又は損壊物

(3) 傷病程度又は損壊程度

6 事故（故障）概要

7 傷病状況又は損壊状況

8 事故（故障）原因

9 事故発生直後に講じた措置

10 再発防止対策

11 その他必要事項

12 添付書類

(1) 事故（故障）発生位置図

(2) 事故（故障）発生状況図

(3) 現場写真

(4) 時系列

(5) その他の添付書類

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。